

内閣人事局と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日時 平成26年10月3日（金） 16:00～16:30
場所 合同庁舎8号館会議室
人数 先方）吉澤事務局長 外8名
当方）笹島人事政策統括官 外4名
案件 人事院勧告の取扱方針について（中間回答）

公務員連絡会

本年の人事院勧告の取扱いに関し、8月7日に国家公務員制度担当大臣に要求書を提出し、その後、一定の議論をしたところ。笹島人事政策統括官から現在の検討状況を回答していただきたい。

内閣人事局

去る8月7日に人事院から国家公務員の給与について勧告が提出されたことを受け、8月15日に第一回の給与関係閣僚会議を開催し、検討に着手したところ。

本年の給与の取扱いについては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から誠意をもって検討を進めているところである。

なお、人事院勧告どおり給与制度の総合的見直しを実施した場合には、退職手当については、平成17年以降の経緯を踏まえ、お手元の資料のとおり、職員の公務への貢献度をよりの確に反映するよう、現行支給水準の範囲内で調整額を拡大することを検討しているところ。

これらについては、近々開催される予定の第2回給与関係閣僚会議において結論が得られるものと考えている。

公務員連絡会

給与改定に関し、人事院勧告尊重と国政全般の観点で検討とのことだが、国政全般の観点とは何かということ指摘したい。先の通常国会の国家公務員法改正で国家公務員制度改革基本法第12条の自律的労使関係の問題は宿題という扱いとなっており、労働基本権制約の状況は継続していることもあるので、人事院勧告制度尊重は当然であるにもかかわらず、国政全般の観点で検討と並列的に言っているが、具体的に何があるのか。

内閣人事局

給与関係閣僚会議の中で議論をしているところだが、今年度であれば俸給表を平均0.3%、ボーナス年間0.15月分の引き上げがあることから追加の財政需要があり、人件費という観点からどうするのかというのがひとつの論点としてある。一方で、ベースアップの勧告が出たということは、アベノミクスによる民間の賃金上昇の現れと理解しており、今後地域経済を更に上昇させ、全体経済の好循環をつくっていく必要があることなどの論点もある。もちろん、労働政策的な立場で、労働基本権制約下であれば、人事院勧告尊重というものもある。そういったものを全般的に検討するというのがここで申し上げている国政全般ということである。

公務員連絡会

公務員連絡会としては、現政権下での人事院勧告制度の尊重というものは極めて重いと思っている。仮に、人事院勧告の給与改定に何らかの傷がつく、又は見送るという事態になれば、重大な覚悟をもって臨まざるを得ない。

給与制度の総合的見直しについては、去年の閣議決定には、人事院に対して見直しを要請する旨の記載があり、ここでは総人件費の抑制という言葉を使っている。一方、人事院と議論をした際に、人事院からは給与配分の変更という話があった。抑制と給与配分の変更とは、意味合いが違うように思うが、見解を伺いたい。

内閣人事局

公務員給与抑制の議論は昨年突然始まったというわけではない。地域の公務員給与が民間に比べて高いのではないかという問題意識、世代間でみれば55歳を超える給与が民間に比べて高く、配分の問題でいえば若年層がその分低いという問題意識があり、人事院も同じような問題意識を持っていたところ。当時の政府としての認識は、東日本大震災からの復興のための財源を確保するための臨時特例の措置は終了するが、給与制度自体が見直す必要がないというわけではなく、配分の問題として見直す必要があるということで、人事院に要請したというもの。

公務員連絡会

地域間の配分見直しは問題である。懸命に頑張っている被災地の公務員を直撃するもの。現状において東北三県を中心として、全国からの支援が入っている中で、奮闘している被災地の公務員の実態をどのように認識しているのか。

また、被災地で公務員がメンタルヘルスなどで退職をしているという実態も伝わってくる。

内閣人事局

被災地で働いている公務員の状況については今の政権としても認識しているものと思う。また、被災地で働いている方、特に心の悩みに対するケアというのは今まで以上に必要であると思う。一方、給与に関しては、基本的な枠組みは全国的な仕組みとならざるを得なく、今回は俸給表水準を2%引下げることとなるが、現給保障を設けるなど、一定の配慮はしている。

公務員連絡会

定期的に多くの方が被災地に入っているが、震災復興には長い時間がかかる中で、今回の総合的見直しについては、将来的に、人事運営にも影響していくのではないのか。併せて、地域創生との関連で、今回の措置はその方向性に逆行しているものであり、集中復興期間は、この問題は先送りをするべきであるし、とりわけ地方自治体で働いている公務員労働者からすれば、今回の総合的見直しは、納得がいかないという面があるので、実施については先送りすることを引き続き要請する。

従前、政府が人事院勧告の取扱いを決定する際に、独立行政法人の役職員の給与の在り方について言及していることが多いが、基本的には独立行政法人通則法の中で自律的に労使関係の中で決めていくということが担保されており、人事院勧告の取扱決定の際

に、独立行政法人等への役職員の給与の在り方について言及することは、やめてもらいたい。

内閣人事局

これまで、給与関係閣僚会議で取扱方針を決める際には、広い意味で人件費に関係するものについては言及してきたところ。特に独立行政法人に関していえば、昨年末に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定しており、政府としてはその枠組みがベースになるということを考えているが、もちろん独立行政法人については労使交渉で給与を決定するということは大原則と認識している。

公務員連絡会

総合的見直しについては人事院と交渉したが決裂し、極めて遺憾と思っている。とりわけ地域間配分については、①国家公務員としてどこで働いていても同じという統一性の問題、②均一のサービスの提供が求められている地方公務員への影響の問題、③地域の公務員の士気の問題、④2%減ということについての合理的な根拠、⑤民間への波及、あるいは地域経済に影響を与えるという問題、⑥公務員給与に対する社会的な評価といったことについて、政府や人事院はどのように向き合っているのかといった観点からも、公務員連絡会としては容認できない。被災地のことを考えれば、政府が定めた集中復興期間が終わるまで、この議論を継続すべきだと申し上げて、そのことを含めて最終的に閣議決定の前に大臣から回答いただけるものと思っている。

— 以上 —

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）